

9 地方分権を進めつつあるヨーロッパ4国の地方自治制度

国名	地方自治の形態	広域的自治体設置の経緯
ベルギー	(1998年現在) 州【レジオン・Region】 2(その他に首都圏州1) 平均人口:約460万人 平均面積:約16千km ² 共同体【Communaute】 言語圏による分類 県【プロヴィンス・Province】 10 市町村【コミューン・Commune】 約590	1970年から1988年までに3回の憲法改正を行い、 1993年に立憲連邦君主制を宣言 。(州・共同体の設置は1980年)主に経済分野を担当する州政府とともに、文化面を担当する3つの言語圏別の共同体政府が併置されている。(首都圏以外の州はオランダ語圏、フランス語圏とほぼ一致し、残りのごく一部がドイツ語圏の共同体) 上院(約1/3が共同体議員)が、連邦と州・共同体との利害調整を行い、法の対立等は両院から選任の仲裁院が裁定。 連邦と州・共同体の権限は完全に分割されて重複しない 。 連邦権限は、 憲法等で規定された州・共同体権限の残余 であり、比較的権限は小さい。
スペイン	(1998年現在) 自治州【Comunidad Autonoma】 19(その他に自治都市2) 平均人口:約234万人 平均面積:約30千km ² 県【プロヴィンシア・Provincia】 約50 市町村【ムニシピオ・Municipio】 約8,100	1978年に新憲法を制定し、地域の自治権を保障。関係県の発意により自治憲章を定め、国会承認により自治州が成立するが、以前から自治憲章を採択していた歴史的3州は憲法制定時に成立し、 1983年に全国全てに成立 。 上院(約1/5が自治州議員から選任)が、自治州間協定、垂直的財政調整制度、国から自治州への強制執行を行い、憲法裁判所が、違憲立法審査と国・自治州の紛争を処理。 国の権限は、憲法列挙事項及び自治憲章列挙外の残余 だが、自治州の求めにより権限を移譲できる。
イタリア	(1996年現在) 州【レジョーネ・Regione】 20(うち特別州5) 平均人口:約287万人 平均面積:約15千km ² 県【プロヴィンチャ・Provincia】 約100(うち大都市9) 市町村【コムーネ・Comune】 約8,100	1948年の憲法改正により20州が置かれることとなっていたが、実際には1970年に設置され、1990年の新地方自治法制定と 2001年の憲法改正により、本格的な州権が確立 。 州は憲法の枠内で、権限と組織に関する憲章を定める。国会に地域代表院は置かれておらず、国と州の権限配分に関する紛争や違憲立法審査は、国会、大統領、司法から任命された憲法裁判所が行う。(全法が事後審査される。) 改正憲法には 国の立法事項が限定列挙 。 本格的な連邦制への移行も視野。
フランス	(1999年現在) 州【レギオン・Region】 26 平均人口:約232万人 平均面積:約25千km ² 県【デパルトマン・Department】 約100 市町村【コミューン・Commune】 約36,800	1956年に国の行政計画単位として州設置、1982年の地方分権法により官選知事と後見監督を廃止して地方団体として位置付けられ、 2003年の憲法改正により州が初めて憲法上の地方公共団体 となった。(連邦制は憲法により否定) 議院内閣制(ただし、首長は議長兼任)。 地方案件は、上院(地方議員による間接選挙)が先議。 権限配分法により国と州の権限が規定 され、国の置く州地方長官が調整権限を持つ。 憲法に、 5年の期限で州に権限移譲を行う「実験」 が規定。

国名	州の権限・財源等	県(郡)・市町村の権限等
ベルギー	<p>憲法は持たないが、条約締結権と法律制定権を有し、連邦と対等。</p> <p>国の省庁の権限と人員を統合・吸収。</p> <p>州・共同体ともに大統領制。</p> <p>州：地域整備、都市計画、経済開発、雇用、運輸、エネルギー開発、住宅整備、農業政策、環境。</p> <p>共同体：放送、教育、医療、扶助。</p> <p>自主課税権の他に、連邦付加価値税の分配と州による所得税の上乗せ(連結税)がある。(いずれも連邦が徴収。)</p> <p>歳入は、共同税8割、地方税1割、調整金1割。</p>	<p>県・市町村は、州・共同体法の枠内で条例制定権を持つ。</p> <p>県・市町村は、上位団体の後見監督を受ける。</p> <p>県権限は小さく、廃止論あり。</p> <p>県は公選議会と官選知事、市町村は議院内閣制。</p> <p>県：産業振興、文化施設、公園</p> <p>市町村：消防、学校、福祉、上下水道、交通インフラ、戸籍</p> <p>県・市町村の税収は3割程度。</p>
スペイン	<p>3州は広い権限を持ち、その他自治州は、設立5年経過後に自治憲章を改正して権限を拡大。</p> <p>憲法の枠内での州法の制定権と国法の提案権を持ち、EU等に直接代表を送る。</p> <p>国の出先機関の権限と人員を統合・吸収。</p> <p>議院内閣制。</p> <p>専管権限、州法制定権限、執行権限が憲法に列挙され、自治憲章によりいずれかを選択。</p> <p>歳入は移譲税と固有税が1割、調整金が8割。</p>	<p>市町村は国・州法の枠内で条例制定権を持ち、県は国家事務を行う市町村連合的性格。</p> <p>国と自治州の共同管轄下。</p> <p>県は市町村議員から選任される議会と執行委員会制、市町村は議院内閣制。</p> <p>県は固有税なし、市町村の税収は5割だが課税自主権なし。</p>
イタリア	<p>特別州は、歴史的・地理的理由から大きな権限。</p> <p>国の専管事項以外での州法制定権、両院への国法提案権を持ち、EU法令の作成に直接参加。</p> <p>議院内閣制。</p> <p>憲法に明記された財政連邦主義の実現のために、多くの現在も地方税財政改革が進行中。</p> <p>歳入の6割以上が、州生産活動税の導入により州税となった。</p>	<p>2001年の憲法改正により県、市町村が初めて地方公共団体に位置付けられた。</p> <p>県、市町村は国・州法の枠内で条例制定権を持つ。</p> <p>県、市町村ともに大統領制だが、執行機関は合議制。</p> <p>県の税収は2割程度、市町村は6割程度。</p>
フランス	<p>法律の枠内での行政執行権のみ。</p> <p>国・他州及び外国との一種の契約である協定締結権を持つ。</p> <p>議院内閣制(ただし、首長は議長兼任)。</p> <p>国からの権限移譲により州権限が拡大するとともに、国と州の共同事業により州・国一致の方向。</p> <p>改正憲法に州の財政自治権を明記。</p> <p>歳入の5割程度が州税。</p>	<p>県、市町村とも法律の枠内での行政執行権のみ。</p> <p>国の後見監督は廃止されたが、国の機関である県地方長官による監督を受ける。</p> <p>議院内閣制(ただし、首長は議長兼任)。</p> <p>県・市町村ともに税率決定権があり税収は5割程度。</p>

(参考資料)自治フォーラム6月号(2002年、地方自治研究資料センター)、CLAIR REPORT「イタリアの地方自治」、「ベルギーの地方自治」、「スペインの地方自治」、「フランスの新たな地方分権その1」(自治体国際化協会)、新版・世界の地方自治制度(2002年、竹下讓編)、地方自治の世界的潮流(1997年、ヨアヒム・J・ヘッセ/編 北海道比較地方自治研究会/訳)